平成２６年（フ）第２４７号
大分県別府市京町４番27号　東洋アパート103号久保元生方
債務者　原田マサヱ
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２１８号
宮崎市中村東２丁目９番12号　まるやアパート215号
債務者　早田　宏一
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４２号
鹿児島県薩摩川内市原田町11番11号　原田ハイツ203号、前住所鹿児島県薩摩川内市平佐町3258番地
債務者　祁答院照代（旧姓川畑）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
鹿児島県薩摩川内市東大小路町65番14号、前住所鹿児島県薩摩川内市隈之城町302番地９
債務者　小川　廣志
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
佐賀県神埼市神埼町鶴1334番地１
債務者　秋山　京子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９２号
佐賀県神埼市千代田町境原830番地19
債務者　白水　英二
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９６号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田1352番地10
債務者　荒木　孝哉
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０４号
佐賀市今宿町11番３号
債務者　中川　秀紀
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３４６号
千葉県野田市七光台459番地　市営住宅１―２―64
債務者　逆井　真純
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３６３号
千葉県松戸市高塚新田494番地の13　梨香台団地10棟803号室
債務者　岡部　　豊
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３７５号
千葉県松戸市常盤平陣屋前７―３　502号室、住民票上の住所千葉県松戸市常盤平１丁目26番地の１　常盤平コーポ405号
債務者　東野　隆幸
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３７９号
千葉県松戸市新松戸４丁目76番地　サイワ第２ハイツ302号
債務者　上野　豊明
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３９３号
千葉県柏市亀甲台町２丁目１番８号　第２木村ハイツ202号
債務者　栗山　幸弘
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１７０号
兵庫県川西市出在家町６番１号、前住所大阪府池田市五月丘２丁目３番14―207号
債務者　気ばいやんせこと　花垣　健三
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１８４号
兵庫県伊丹市若菱町６丁目11番地
債務者　黒木あやの
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１９２号
兵庫県伊丹市寺本４丁目79番地　６―303号
債務者　辰巳　雅雄
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２０６号
兵庫県宝塚市高司２丁目10番９号
債務者　宝潤こと　江川　洋満
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係